

第7回東京大学果樹園跡地活用等検討委員会 会議要旨

開催日時		平成25年12月16日（月）15時00分～16時40分
開催場所		町民センター3階3Bクラブ室
出席者	委員	出席12名 村山邦夫委員、中村伸吾委員、池田雅男委員、宮戸健次委員（会長）、安部健治委員、簗島喜好委員、平吹幸子委員、明石敬史委員、石坂一夫委員、神保智子委員、高見利和委員、武井健一委員、
	その他	傍聴 3名
	町職員	政策部長
	事務局	政策部企画政策課3名 総務部公共施設課2名
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 維持管理（草刈り等）ボランティア活動について (2) 暫定土地利用について (3) 二宮町公共施設再配置に関する基本方針について (4) その他 4. 閉会
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> ① 次第 ② 資料1 『草刈りボランティア活動報告』 ③ 資料2 『二宮町東京大学果樹園跡地貸付（土地貸し）公募型プロポーザル実施要領（案）』 ④ 資料3 『二宮町公共施設再配置に関する基本方針』 『二宮町公共施設白書（概要版）』

■会議概要

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議 事 【質疑・意見など】(※◎は会長、○は委員、●は事務局の発言)

(1) 維持管理（草刈り等）ボランティア活動について

- 1月25日開催の草刈りについてはどのように周知するのか。
- ボランティア登録されている方、又は、2回目まで参加された方に通知をする。
- 広報では周知しないのか。
- 草刈りは天候の問題もあるため、これまではボランティア募集のみ広報紙で行った。
- 募集してないのに当日行って良いのか不安との声がある。
- 広報紙は紙面の締切があるため、確認しできたら載せることとする。
- 近隣住民は作業していることを知っているのか。
- 近隣住民に対し特段周知は行っていない。
- 周辺地区の人へ広くアピールした方がよい。
- 地区への回覧はこれまで行っていない。東大の敷地に何日か前に作業する旨の案内看板を取り付ければ良いと思う。近隣の方は散歩等する時に目にとまるため。
- 草刈りをおこなった結果どの程度効果があったのかを報告した方がよい。

(2) 暫定土地利用について

- B地区は面積が広いが分割利用はできるのか。
- 分割も視野に入れ要領を作成している。あくまで申請者の提案を優先に考えている。
- B地区の既存建物については、耐震性を考え、中には入れないと文言を付け加えた方がよい。特に木造倉庫は使いたい人がいると思う。
- 建物は応募者の提案内容により検討する。
- 敷地は1つの応募者に対して貸し出すのか。複数の応募者が区画を割って借りることができるとか。
- B地区、C地区それぞれに利用期間が異なる場合もあると考えられる。応募者の内容によって調整できれば2、3団体に同一地区を割って貸し出すことも考えられる。
- 応募結果により2地区の応募が埋まらなかった場合に、点数で評価するのは難しいと思う。
- 提案内容によって、2・3の団体がまとまって参加する場合、点数配分が難しい。
- 1次審査時に提案内容を確認し、2次審査前には調整するので心配はない。
- 同じ地区を2つの団体から利用応募がでた場合審査が必要なのか。
- 予測がつかない内容であると思う。審査は幅を持たせたほうがよい。
- 検討委員会がどの程度まで役割を示しているのか。責任の場がどこか
- ◎契約は町がおこなう。委員会は意見を求める場所である。
- この実施要項では、検討委員会に選考の責任がある内容となる。
- 苦情が出た時に、検討委員会へ苦情がくるのでは。審査方法を整理した方がよい。
- あまり制約を付けると足かせとなり、応募が来なくなってしまう恐れもある。
- 検討委員会への責任問題は重たいので検討して欲しい。
- 要領の5. 審査方法の箇所において、2次審査の委員が検討委員会だけの記述になっているので町も入っている文言に修正する。
- 幅広く提案を受け入れるのに、町ホームページだけで周知するのは難しいと思う。県のホームページへは出せないのか。
- 県ホームページ掲載は難しい。県の内容を告知するものである。ただし、行政セン

- ターであれば各市町の観光等のリンクがあるので可能であると思う。
- 要領に都市計画法・建築基準法の記述がされているが、どのような想定をされているのか。
 - 要領は他市町を参考に作成している。どの市町も同様の法令をいれている。例えば、市民農園を作る場合、倉庫の設置をした場合には、建築基準法が関わってくる。また土地の造成が発生すると開発行為となるため、都市計画法が必要となる。
 - 参加資格に企業等とあるがNPO法人でも良いのか。
 - 基本は団体であり、法人までなくとも任意団体であれば可能であると考えている。
 - 審査結果について意義は認めないとあるが、結果内容は確認できるのか。
 - 点数のみ公表する。
 - 最優秀提案者は点数により決定するが、内容が2番手の方が良かった場合、譲られることはあるのか。
 - 順位を付けた時点でそういうことはない。
 - 町民提案の反映について、意見を反映して欲しい。
 - 意見反映については、要領の中で反映できるように点数化するようにしている。
 - 地元の人も参加できるようにして欲しい。提出書類の内容が企業よりになっているのでもう少し緩和してみてもどうか。
 - 提出書類については企業に偏っているので適宜対応できるように修正を行う。団体の要綱等提出に変える等。
 - 貸付料が審査基準の中にあるが、金額の高い方が評価点数が高くなるのか。20点の配点は大きいのでは。
 - 20点は各委員の持ち点である。点数の付け方に金額の大小は関係ない。
 - 2次審査については、委員さんのご意見をいただいて町側が点数付ける方向で検討したい。
 - 委員が審査すべき項目は整理して欲しい。
 - ◎審査方法は色々あるので修正していく。
 - 審査の根拠を聞かれると困ってしまう。委員会が審査判断の権利をもつのは荷が重い。
 - 周辺道路の状況について、歩道も無くまた学生の通りが多い箇所である。事業によって交通量が増えてしまったら歩行者が歩くのも危険な状況となる。条件までいかなくとも周辺環境を考慮して欲しい。
 - 応募された事業内容や状況に応じて応募者へ相談していく。
 - 近隣の町では大磯町が観光に関する調査事業のプロポーザル選考を最近おこなった。行政センター所長が審査員に加わり点数を付して最終結果を町長へ答申した。最終的な判断は町長が決定する方式をとっていた。
 - 参加資格について、参加資格基準に本社が国内にあると記述されているが、個人の団体では参加できなくなるので変更した方がよい。また、企業であれば審査は容易であるが、一般町民の団体となると審査の基準をどこにおくか難しくなる。
 - 配点基準を緩和するとか方法があると思う。二宮町民枠や町への貢献度とかで加点するなど。企業等は高い値段をもって応募してくると思う。応募者みなが同じ土俵になるように検討して欲しい。
 - 近隣とのトラブル問題について、個人の集まりで応募された場合に、責任の所在が難しくなると思う。
 - 貸出し条件として、施設は現状のまま貸し出すのか。トイレやフェンスの整備等外堀に手を加えないのか。提案する方もどこまで整備してやっつけていいのか解らないと思う。
 - ◎応募の内容や状況に応じて適宜相談していく。

(3) 二宮町公共施設再配置に関する基本方針について

○算定試算は補助金を加味していないのか。

●補助金は加味していない。

◎現在公共施設の再配置については庁内でチームを作り検討している。議会においても、継続して今後調査を行うこととなった。KDDIの話は現在中断となっている。東大果樹園跡地は規模が大きい最後の土地であるため、公共施設の現状と今後をふまえてどのようにしていくのか引き続き検討していく。

3. その他

次回の予定について

- ・公募型プロポーザル実施要領（案）は修正し書面にて再度協議していただく。
- ・次回の協議会については、年度明け頃を予定する。

4. 閉 会